

国際・経済・港湾委員会
配付資料
令和7年12月11日
経済局

市第51号議案 横浜市中央卸売市場条例の一部改正

経済局中央卸売市場本場
運営調整課

横浜市中央卸売市場条例の一部改正



1 趣旨

中央卸売市場本場では、青果部再編整備工事が令和8年3月末をもって完了し、令和8年4月1日より新たに整備した施設の全面供用を開始します。この整備に伴い、本場青果部の施設使用料を改定します。

また、卸売市場法の一部改正に伴い、中央卸売市場において取り扱う「指定飲食料品等」やその「コスト指標」等の公表について定める必要がある等のため、横浜市中央卸売市場条例（以下、「条例」という。）の一部を改正します。



▲青果部再編整備工事 完成イメージ



▲F2棟 (R4年度完成)
配送センター



▲F3棟 (R5年度完成)
低温庫



▲F1棟 (R7年度完成)
外観

横浜市中央卸売市場条例の一部改正



2 改正内容

(1) 施設使用料の改定

条例別表内の「本場青果部」の施設使用料を改定します。

市場	種別	【現行】使用料の額	【改定案】使用料の額
本場 青果部	卸売業者低温売場使用料	月額 900円	月額 1,080円
	仲卸業者売場使用料	月額 1,700円	月額 2,040円
	事務室使用料	月額 1,800円	月額 2,480円
	配送センター（終日使用区画）使用料	月額 610円	月額 920円
	配送センター（時間使用区画）使用料	(新規)	1時間につき 月額 50円
	倉庫使用料	月額 1,800円	月額 1,880円
	発酵室使用料	月額 190円	(該当施設がないため削除)
	加工処理場使用料	月額 1,920円	月額 2,300円
	冷蔵庫使用料	月額 3,000円	月額 3,440円

※上表の使用料の金額はいずれも1平方メートルあたりの金額（税抜）です。

2 改正内容

(2) 卸売市場法改正に伴う改正（新設 第55条の2）

食料の安定的な供給に向け、生産者から始まる食品等の流通過程に際して、それぞれ段階的に経費を考慮した取引が行われるように、令和7年6月に「食品等持続的供給法」及び「卸売市場法」が改正されました。

これを受け、今後、国が指定・発表する「米や豆腐、納豆、野菜（指定されたもの）などの品目（指定飲食料品等）」に対する「生産・出荷・流通等に要した経費指標（コスト指標）」等の公表について、市場の業務規程（条例）に加えることが義務化されたため、追加します。

食品等持続的供給法	食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）
指定飲食料品等	令和8年4月以降に農林水産大臣が指定する品目。 (令和7年10月現在、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆で検討中。)
コスト指標	農林水産大臣が認定した団体が、物貲費、光熱費、輸送費、労務費などの必要なコストについて、生産、集出荷、卸売、小売等の各段階ごとの指標を作成。

2 改正内容

(3) その他の改正

ア 卸売業者の保証金の返還（第17条）

本市から場内事業者へ保証金を返還する時期について、業務の廃止または許可を取り消された日から「2箇月後」としているところを、「2箇月を経過した後」と改めます。

イ 指導及び助言（新設 第70条の2）

条例で規定している事項を遵守させるための措置として、卸売市場法の規定にならい、指導及び助言について規定した条項を新設します。

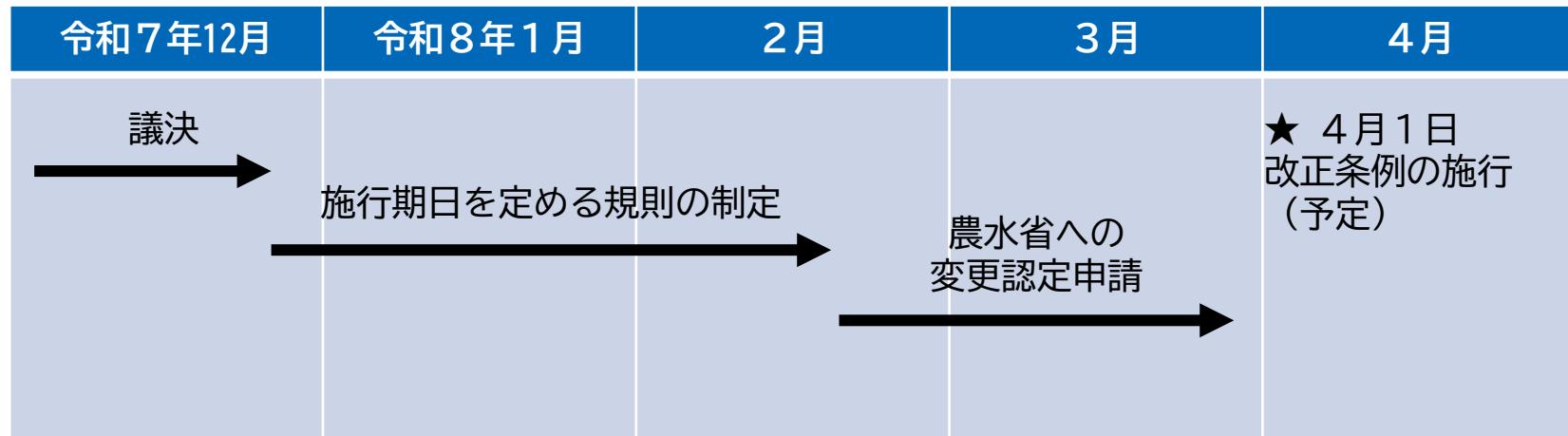
〔※第70条の2の新設に伴い、次の2点についても併せて改正します。〕

- ・目次の「第5章 監督」の最初の条番号を第70条の2とします。
- ・指導について個別に規定している第62条第2項を削除します。

3 施行期日

規則で定める日とします（令和8年4月1日施行予定）。

改正条例の施行にあたっては、卸売市場法の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けなければならないため、確定日とせず、別途施行期日を定める規則を制定します。



横浜市中央卸売市場条例の一部改正



参考 横浜市中央卸売市場条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>（第1章から第4章まで省略）</p> <p>第5章 監督（<u>第71条</u>－第73条）</p> <p>（第6章、第7章及び附則省略）</p> <p>（卸売業者の保証金の返還）</p> <p>第17条 保証金は、卸売業者が卸売の業務を廃止し、又はその業務の許可を取り消された日から起算して<u>2箇月後</u>にこれを返還するものとする。</p> <p>（第2項省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>目次</p> <p>（第1章から第4章まで省略）</p> <p>第5章 監督（<u>第70条の2</u>－第73条）</p> <p>（第6章、第7章及び附則省略）</p> <p>（卸売業者の保証金の返還）</p> <p>第17条 保証金は、卸売業者が卸売の業務を廃止し、又はその業務の許可を取り消された日から起算して<u>2箇月を経過した後に</u>これを返還するものとする。</p> <p>（第2項省略）</p> <p><u>（開設者による食品等持続的供給法に係る公表）</u></p> <p><u>第55条の2 市長は、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。</u></p>

横浜市中央卸売市場条例の一部改正



参考 横浜市中央卸売市場条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後（案）
<p>（物品の品質管理）</p> <p>第62条（第1項省略）</p> <p><u>2 市長は、取引参加者等が前項の規定に従って取引を行うよう指導するものとする。</u></p>	<p><u>(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等</u></p> <p><u>(2) 前号の指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p> <p>（物品の品質管理）</p> <p>第62条（第1項省略）</p> <p><u>（第2項削除）</u></p>

横浜市中央卸売市場条例の一部改正



参考 横浜市中央卸売市場条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後（案）												
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（指導及び助言）</u></p> <p><u>第70条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し必要な指導又は助言をすることができる。</u></p>												
<p>別表（第70条第1項）</p> <table border="1"><thead><tr><th>市場</th><th>種別</th><th>使用料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>本場</td><td colspan="2" style="text-align: center;">（省略）</td></tr></tbody></table>	市場	種別	使用料の額	本場	（省略）		<p>別表（第70条第1項）</p> <table border="1"><thead><tr><th>市場</th><th>種別</th><th>使用料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>本場</td><td colspan="2" style="text-align: center;">（省略）</td></tr></tbody></table>	市場	種別	使用料の額	本場	（省略）	
市場	種別	使用料の額											
本場	（省略）												
市場	種別	使用料の額											
本場	（省略）												

横浜市中央卸売市場条例の一部改正



参考 横浜市中央卸売市場条例 新旧対照表（抜粋）

現行		改正後（案）	
青果部	（省略）		
	卸売業者低温 売場使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>900円</u>	卸売業者低温 売場使用料
	仲卸業者売場 使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>1,700円</u>	仲卸業者売場 使用料
	事務室使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>1,800円</u>	事務室使用料
	（省略）		
	配送センター 使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>610円</u>	配送センター <u>（終日使用区 画）</u> 使用料

横浜市中央卸売市場条例の一部改正



参考 横浜市中央卸売市場条例 新旧対照表（抜粋）

現行		改正後（案）	
	<u>(新規)</u>		
倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>1,800円</u>	配送センター (時間使用区 画) 使用料	1平方メートル、1時 間につき 月額 <u>50円</u>
発酵室使用料	<u>1平方メートルにつき 月額 190円</u>	倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>1,880円</u>
加工処理場使 用料	1平方メートルにつき 月額 <u>1,920円</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>3,000円</u>	加工処理場使 用料	1平方メートルにつき 月額 <u>2,300円</u>
(省略)		(省略)	

横浜市中央卸売市場条例の一部改正



参考 横浜市中央卸売市場条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後（案）
<p>（備考） (1から3まで省略) <u>（新設）</u></p>	<p>（備考） (1から3まで省略) <u>4 配送センター（時間使用区画）使用料の額を算出する基礎となる時間数は、市長の指定する1日ごとの使用時間数とする。</u></p>
<p><u>4</u> (本文省略)</p>	<p><u>5</u> (本文省略)</p>